

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 8 年 9 月 16 日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 今井 和哉

1 当該招請の主旨

本業務については、地域気象観測システム（センターシステム）（以下、「本システム」という。）の設定変更を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本システムの構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 気象情報伝送処理システム更新に伴う地域気象観測システム（センターシステム）の設定変更
- (2) 業務内容 気象情報伝送処理システム更新に伴う地域気象観測システム（センターシステム）の設定変更
- (3) 履行期限 令和 9 年 3 月 26 日（金）

3 業務目的

本システムは、気象官署、特別地域気象観測所及びアメダス観測所の気象観測データを集信し、品質管理及び計算処理を行った後、全国の気象官署や地方自治体等関係防災機関等へ観測データの配信を行うものである。

本業務は、気象情報伝送処理システムの更新整備に伴い、本システムと気象情報伝送処理システムとの送受信に関する設定変更及び送受信監視の設定変更を行うものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国

土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本システムの設定変更作業に関しては、業務運用上、極めて高い信頼性や耐障害性、障害発生時に被害を最小限に留める的確な対策及び万全の体制を維持しつつ行う必要がある。このため、本システムの設計を理解し、業務ソフトウェア及びシステム全体の内容・構造等について詳細な知識を有すること。

(3) 守秘性に関する要件

① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は、本業務終了後直ちに返却しなければならない。

② 当庁の許可を受けた場合を除き、本業務による成果物を他に流用してはならない。

(4) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合等への対応について必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。また、本システムの稼働中に本業務に起因するシステムの不具合が生じた場合には、受注者の責任において無償で改修を行うこと。

(5) 業務実績に関する要件

オンラインシステムの業務ソフトウェアを製作した実績を有すること。また、本システムと同種のシステムの保守及び運用支援の実績を有すること。

5 手続等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 武本 幸子

電話 03-6758-3900（内線 2523）

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和8年9月16日（水）から令和8年10月6日（火）まで（1）に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和8年10月7日（水）17時まで（1）に同じ。原則として電子メールにより提出すること。（Email：kishou-keiyaku@jma.go.jp宛てに送付すること。）

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において 関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していなければな

らない。

(5) 詳細は説明書による。